

(3) その他の職員の人数

「その他の職員」の人数で、最も多かったのは「配属なし」の217社協（87.1%）であり、ほとんどの社協において、「その他の職員」は配属されていないことが分った。

表 III-1-4 担当課におけるその他の職員数 (N=249)

人数	件数	%
配属なし	217	87.1%
1名	7	2.8%
2名	4	1.6%
3名	4	1.6%
4名	5	2.0%
5名以上	10	4.0%
回答なし	2	0.8%
総計	249	100%

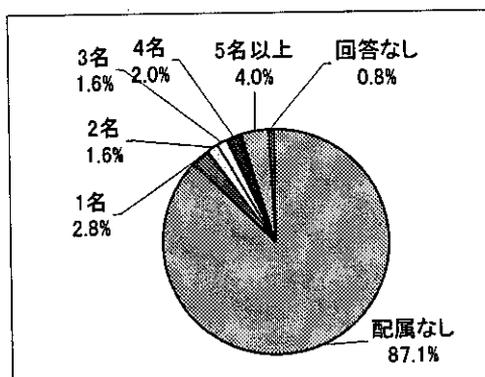


図 III-1-3 担当課のその他の職員数 (N=249)

(4) 地域福祉権利擁護事業担当職員の総数

専門員、生活支援員、その他の職員を合計した人数と、その内訳について分析を行った。担当者が1名だけの社協は67社協（26.9%）あり、これは全て専門員1名の配置形態をとっていた。

担当者が2名以上の社協は、180社協あった。これは、今回、回収された社協のうちの72.3%を占めていた。担当職員は、1名が最も多く（26.9%）、次いで4-9名（22.1%）、10-19名（17.7%）と続いていた。10名以上は、30%程度あった。

表 III-1-5 地域福祉権利擁護事業の担当職員総数 (N=249)

担当者数	社協件数	%
1名の構成	67	26.9%
2名	30	12.0%
3名	18	7.2%
4~9名	55	22.1%
10~19名	44	17.7%
20名以上	33	13.3%
回答なし	2	0.8%
合計	249	100%

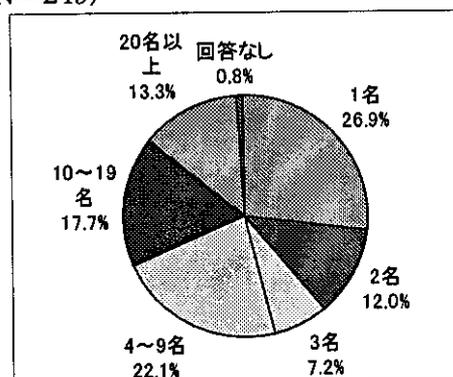


図 III-1-4 地域福祉権利擁護事業の担当者総数 (N=249)

(5) 生活支援員の人件費補助に関して

今回の調査では、生活支援員の人件費補助についての調査も試みた。まず、生活支援員の人件費補助では、都道府県から単独にその補助を受けているもの、市町村から単独に人件費の補助を受けているもの、あるいはどちらから補助を受けているものを調べたが、多くの社協の調査担当者から、「これらの費用の区別を把握しておらず、回答できない」との質問を受けた。また、調査結果においても、区分して記入されていない社協も少なくなかった。

そこで、これらの調査結果については、データの信頼性が低いことから、分析からは除外した。

また、利用料補助別にも調査を試みた。分類は①生活保護世帯分の利用料補助（国庫補助）、②非課税世帯分の利用料都道府県単独補助、③非課税世帯分の利用料市町村単独補助、④その他の理由による都道府県・市町村補助とした。これらの区分は、サービスを利用する個人の属性によ

って補助金の種類が変わる。

調査票への質問から本調査の担当者だけでは、把握できない内容もあるということが明らかになった。社協によっては、全く回答されていない調査票もあり、利用料補助別に生活支援員の人数を把握することはできなかった。

(6) 担当職員の保有資格

1) 専門員

①専任

専任の専門員の資格については、191名から回答を得ることができた。最も多かったのは「その他」の資格であり、87名(45.5%)だった。これらの「その他の資格」として回答された資格は、表 III-1-6 の通りである。これらの資格としては、社会福祉主事や高校教諭免許、小学校教員免許、養護学校教員免許、盲学校教員免許等の教職員免許やヘルパー1級等の福祉サービスに関する免許などが示されていた。

②兼務

兼務の専門員の資格については、94名から回答を得ることができた。専任の専門員と同様に、最も多かったのは「その他」の資格であり、46名(48.9%)であった。これらの「その他の資格」として回答された資格は、表 3-7 の通りである。その他の資格としては、社会福祉士の資格保有者が約4割を占めていた。

2) 生活支援員

生活支援員の資格については、127名から回答を得ることができた。専門員と同様に、最も多かったのは「その他」の資格であり、46名(18.5%)が該当した。「その他の資格」として回答された資格は、表 III-1-8 の通りである。

3) その他の職員

その他の職員の資格については、17名から回答を得ることができた。最も多かったのは「その他」の資格であり、11名(64.7%)が該当した。「その他の資格」として回答された資格は、表 3-9 に示した。

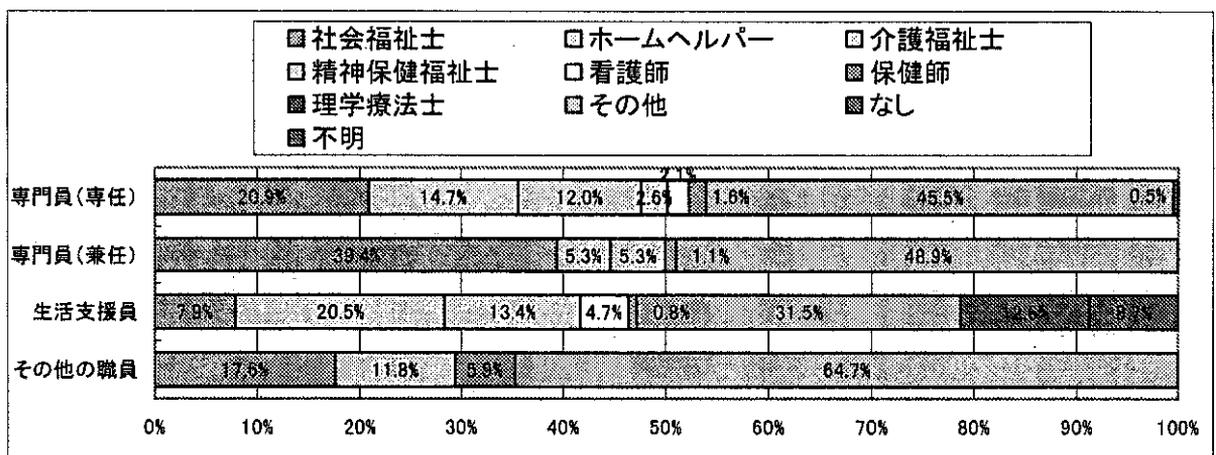


図 III-1-5 担当職員の保有資格について

表 III-1-6 専任の専門員が保有する「その他の資格」の例

1	社会福祉主事
2	高校教諭免許
3	保育士
4	介護支援専門員
5	生活支援員
6	ヘルパー1級
7	ガイドヘルパー
8	小学校教員免許
9	養護学校教員免許
10	盲学校教員免許
11	視覚訓練士
12	児童福祉司
13	児童相談員
14	知的障害者福祉司
15	福祉住環境コーディネーター
16	教育職員
17	幼稚園教諭免許
18	ケースワーカー
19	中学校教諭免許

表 III-1-7 兼務の専門員が保有する「その他の資格」の例

1	社会福祉主事
2	介護支援専門員
3	保育士
4	福祉活動専門員
5	社会保険労務士
6	行政書士
7	社協次長

表 III-1-8 生活支援員が保有する「その他の資格」の例

1	社会福祉主事
2	介護支援専門員
3	保育士
4	主婦
5	介護支援専門員
6	社会保険労務士
7	民生委員
8	社会福祉主事
9	知的障害者相談員
10	行政書士
11	民児協
12	相談員
13	教員免許

表 III-1-9 その他の職員が保有する「その他の資格」の例

1	小学校教員免許
2	保育士
3	社会福祉主事
4	幼稚園教諭免許
5	認定心理士

(7) 担当職員の直前の職業について

1) 専門員

①専任

専任の専門員の直前の職業については、159名から回答を得ることができた。最も多かったのは「基幹的社会福祉協議会」出身者の65名(40.9%)であった。次に、「社会福祉施設職員」が19名(11.9%)、行政機関のOB・OGが19名(11.9%)と続いた。

②兼務の専門員

兼務の専門員の直前の職業については、93名から回答を得ることができた。専任の専門員と同様に、最も多かったのは「基幹的社会福祉協議会」出身者であり、63名(67.7%)が該当した。次に多かったのは「その他の資格」で13名(14.0%)であった。

2) 生活支援員

生活支援員の直前の職業については、155名から回答を得ることができた。最も多かったのは「民生委員・児童委員」出身者の32名(20.6%)で、次に、多かったのは「行政機関のOB・OG」の28名(18.1%)であった。

3) その他の職員

その他の職員の直前の職業については、36名から回答を得ることができた。最も多かったのは「基幹的社会福祉協議会」の出身者であり9名(25.0%)であり、次いで多かったのは「その他」の7名(19.4%)であった。

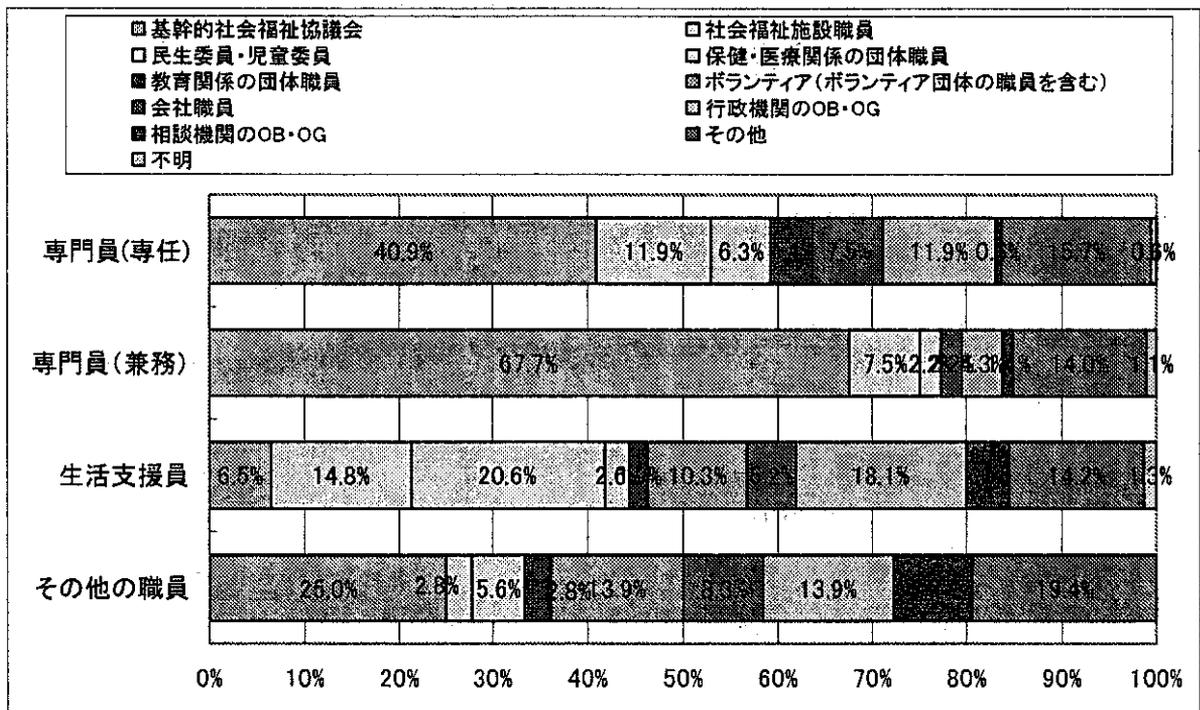


図 III-1-6 担当職員の直前の職業について

表 III-1-10 専任専門員の直前の職業「その他の職業」の例

1	学生
2	信用金庫職員
3	老人保健施設相談員
4	会社職員
5	公立高校教師
6	都道府県社協
7	ホームヘルパー
8	行政職員
9	教員
10	在宅介護支援センターのソーシャルワーカー
11	病院の看護助手
12	福祉施設長
13	公立学校校長
14	教育委員会
15	主婦
16	保育士
17	幼稚園教諭
18	生活支援員

表 III-1-11 兼任の専門員の直前の職業「その他の職業」の例

1	都道府県就業婦人センター相談員
2	自営業
3	基幹的社会福祉協議会
4	地区社会福祉協議会
5	ホームヘルパー
6	行政職員
7	行政機関OB・OG
8	元専門員

表 III-1-12 生活支援員の直前の職業「その他の職業」の例

1	ホームヘルパー
2	会社職員
3	社会福祉協議会
4	老人クラブ
5	主婦
6	民生委員
7	育成会役員
8	民児協
9	相談員
10	行政
11	NPO法人役員

表 III-1-13 その他の職員の直前の職業「その他の職業」の例

1	行政職員
2	法人職員
3	教師
4	保護司
5	市町村社協職員
6	民生委員
7	ボランティア

(8) 地域福祉権利擁護事業の連携実態

1) 基幹的社会福祉協議会内の当該事業担当職員間の連携

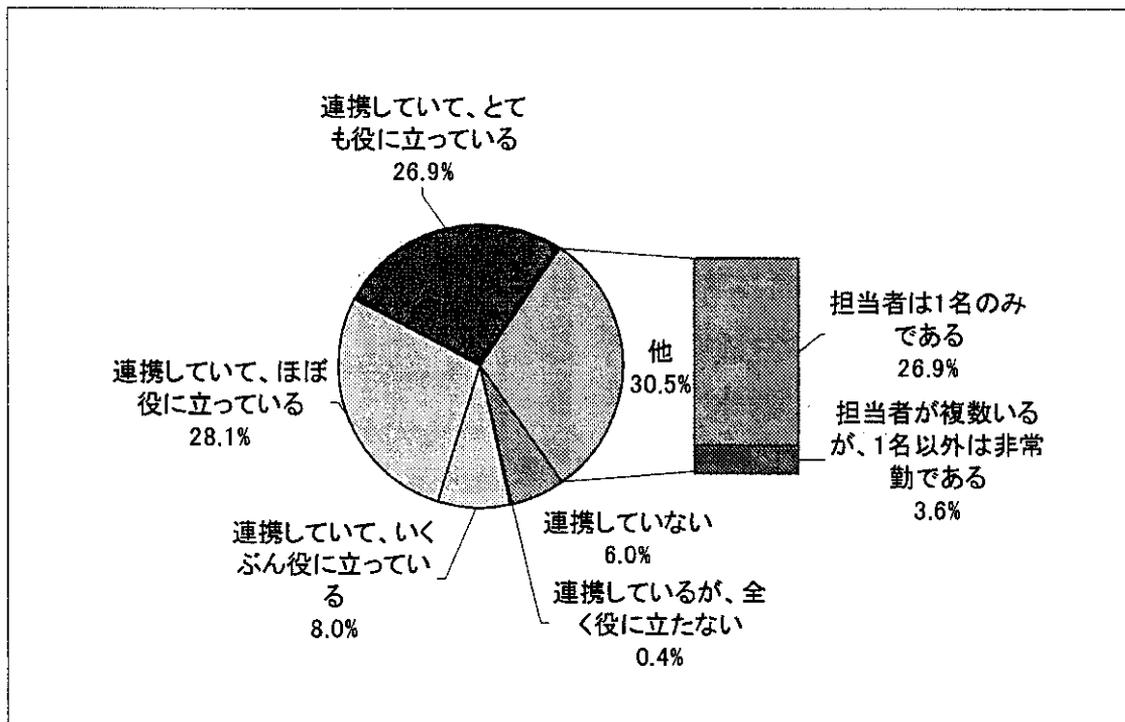
基幹的社協内における、当事業担当課職員同士の連携については、担当者が1名もしくは1名以外は非常勤職員である、という回答が76件(30.5%)あった。

これらの社協を除いた社協のうち、連携をしていないと答えた社協は15社協(6.0%)であり、残りの158社協(63.5%)の社協は連携をとっていることが分った。さらに、このうち157社協(63.0%)においては、連携が役に立っていると回答していた。

表 III-1-14 基幹的社協内における当事業担当課職員同士の連携の状況

連携の状況		件数	%	件数	%
1	連携していない	15	6.0%	15	6.0%
2	連携しているが、全く役に立たない	1	0.4%	158	63.5%
3	連携していて、いくぶん役に立っている	20	8.0%		
4	連携していて、ほぼ役に立っている	70	28.1%		
5	連携していて、とても役に立っている	67	26.9%	76	30.5%
担当者は1名のみである		67	26.9%		
担当者が複数いるが、1名以外は非常勤である		9	3.6%		
合計		249		249	

図 III-1-7 基幹的社協内における、当事業担当課職員同士の連携の状況 (N=249)



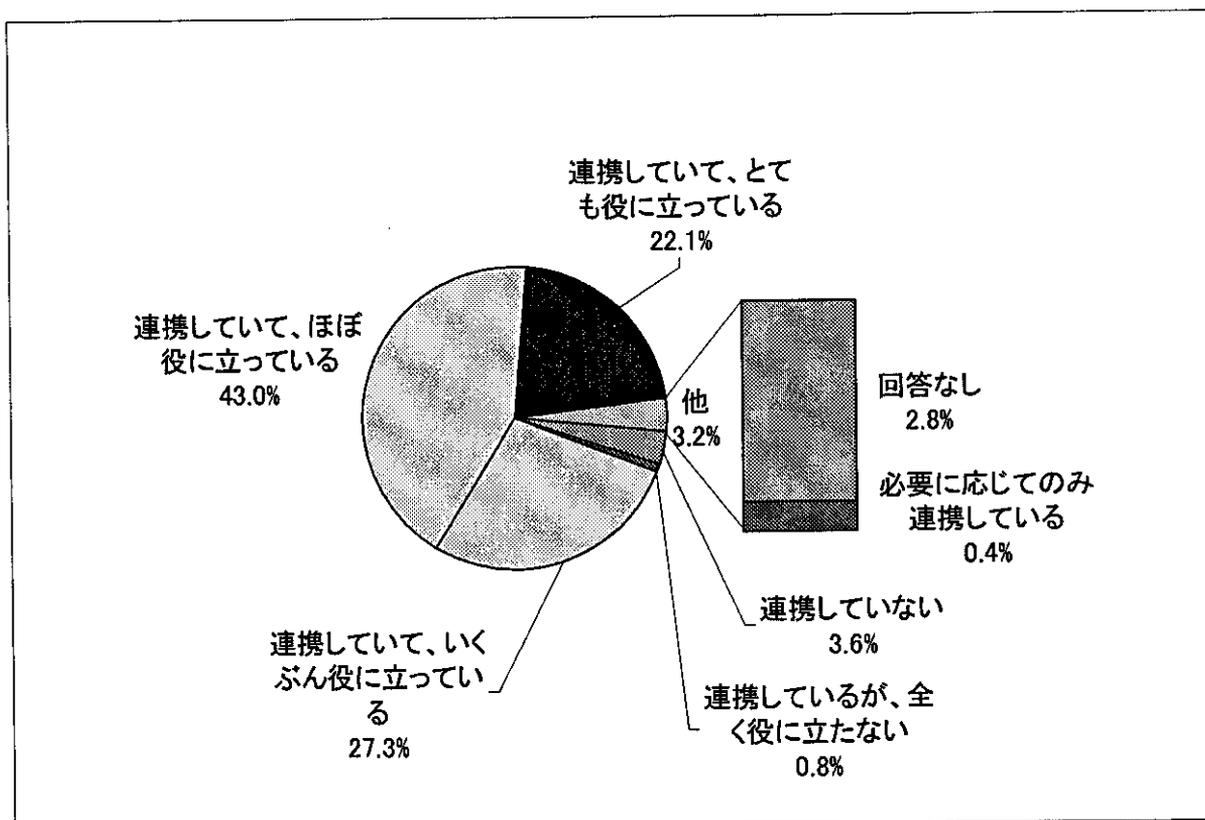
2) 基幹的社会福祉協議会内の当該事業担当職員と他部署職員との連携

基幹的社協内における、当事業担当課職員と他部署職員との連携については、連携している社協が 232 社協 (93.2%) であった。このうち、230 社協 (92.3%) の社協においては、連携が役に立っていることが分った。

表 III-1-15 地域福祉権利擁護事業担当課職員と他部署職員との連携について

連携の状況		件数	%	件数	%
1	連携していない	9	3.6%	9	3.6%
2	連携しているが、全く役に立たない	2	0.8%	232	93.2%
3	連携していて、いくぶん役に立っている	68	27.3%		
4	連携していて、ほぼ役に立っている	107	43.0%		
5	連携していて、とても役に立っている	55	22.1%		
回答なし		7	2.8%	7	2.8%
必要に応じてのみ連携している		1	0.4%	1	0.4%
合計		249		249	

図 III-1-8 地域福祉権利擁護事業担当課職員と他部署職員との連携について (N=249)



2. 市町村介護保険担当課と基幹的社協の連携の実態における初回相談の実態

(1) 市町村介護保険担当課と基幹的社協の連携事例（対象者）数

基幹的社会福祉協議会と介護保険担当課とが連携した事例（対象者）について分析を行った。対象となった事例は118社協によるもので、これは全国の基幹的社協の25.7%にあたる。総事例数は163事例であった。

(2) 介護保険課と連携をとった理由

「介護保険課と連携をとった理由」を事例から検討した結果、185の回答（複数回答）があった。この回答をみると、「サービス利用申請のため」が最も多く76件、次いで「介護保険課から情報提供を受けるため」が32件、「介護保険課から相談を受けたため」が30件で多かった。次の「要介護認定を受けるため」や「介護保険料支払いに関する相談をするため」、「介護保険サービス利用料に関する相談をするため」という回答もすべて介護保険サービスの利用のために連携が必要であったことを示していた。

表 III・2-1 介護保険課と連携をとった理由

理由	件数（複数回答）
サービス利用申請のため	76
介護保険課から情報提供を受けるため	32
介護保険課から相談を受けたため	30
要介護認定を受けるため	20
生活保護の申請のため	13
介護保険料支払いに関する相談をするため	6
介護保険サービス利用料に関する相談をするため	8
合計	185

(3) 初回相談の内容

今回収集された事例の初回相談の内容を分析した結果、金銭の管理ができないことに加えて、他にも、さまざまな問題を抱えている事例が多いことがわかった。

例えば、金銭管理ができないことに付随して①家族による金銭、財産の搾取を受けている事例は、13件あった。②他人による金銭、財産の搾取もあった。また、③施設入所や退院をしたくても、どのように手続きをすべきかがわからない場合もあった。

この他に、⑤公共料金などの滞納があつて、金銭搾取が発見された例や、詐欺による⑥借金、ローンなどを抱えている例など、金銭管理ができないために、多くの問題が複合していることが明らかにされた。

表 III-2-2 金銭管理ができないことが原因で他の要件が発生しているケース

発生している要件	件数
家族による金銭、財産の搾取	13
他人による金銭、財産の搾取	7
施設入所、退院が出来ない	14
公共料金などの滞納がある	6
借金、ローンなどを抱えている	5
合計	45

(4) 初回相談から基幹的社協への相談受付経路

初回相談から、基幹的社協の相談受け付けまで、どのような経路をたどったのかについて、事例を分析したが、これが明確に書かれている事例は少なかった。相談は、市町村の介護保険担当課から基幹的社協へ、相談される例や、福祉課などを経由するケースが10件、居宅介護支援事業所より、介護保険担当課や地元社会福祉協議会を経由するケースもあった。

初回相談が民生委員の場合には、直接、基幹的社協に相談がいく場合もあるが、地元の社会福祉協議会を経由して、基幹的社協の事例となる場合や、市町村介護保険課から基幹的社協へ相談される場合もあった。

市町村保健福祉センターや市町村福祉課から基幹的社協という例もあった。問題の発見者が基幹的社協に直接、相談している例は、相談経路が明確に書かれている75件のうち、63件であった。この他の事例は、いくつかの機関を経由して、基幹的社協へ相談がもちこまれていた。

表 III-2-3 初回相談から基幹的社協の相談受付までの経路

初回相談窓口	基幹的社会福祉協議会までの相談経路	件数	小計
介護保険担当課より	基幹的社会福祉協議会	33	33
居宅介護支援事業所より	基幹的社会福祉協議会	18	26
	地元社会福祉協議会→基幹的社会福祉協議会	1	
	介護保険担当課→基幹的社会福祉協議会	7	
民生委員より	基幹的社会福祉協議会	11	11
	地元社会福祉協議会→基幹的社会福祉協議会	2	
	市町村介護保険課→基幹的社会福祉協議会	1	
	市町村保健福祉センター→基幹的社会福祉協議会	1	
	市町村福祉課→基幹的社会福祉協議会	1	
	合計	75	75

(5) 対象者の特徴

1) 性別

事例の対象者の性別については、女性 95 件、男性 62 件と女性の方が多かった。

表 III-2-4 性別の連携機関

性別	人数	%
①男性	62	38.0
②女性	95	58.3
③不明	6	3.7
合計	163	100.0

2) 年齢

事例の対象者の年齢分布は表 1 の通りである。75 歳以上 85 歳未満が最も多く 65 件 (39.9%)、65 歳以上 74 歳未満 42 件 (25.8%) で続いていた。対象者の平均年齢は 78.01 歳であり、高年齢者が多かった。

表 III-2-5 事例対象者の年齢 (N=163)

年齢階層	人数	%
①40歳～64歳	13	8.0
②65歳～74歳	42	25.8
③75歳～84歳	65	39.9
④85歳以上	39	23.9
⑤不明	4	2.5
合計	163	100.0

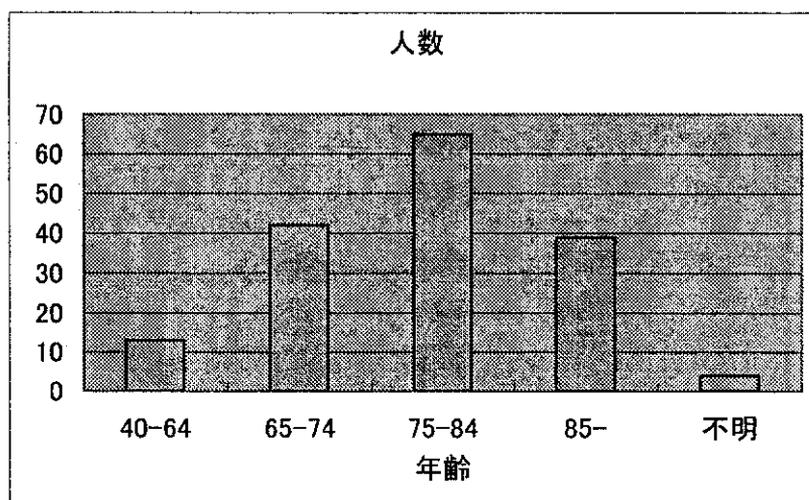


図 III-2-1 事例対象者の年齢階層別人数分布

3) 事例対象者の要介護度

要介護度別の分布をみると、要介護1が最も多く53件(32.5%)、次いで要介護2が27件(16.6%)、要支援23件(14.1%)の順になっている。

これは、地域福祉権利擁護事業の対象が「判断能力が弱い人」を対象としているためと推察された。すなわち、判断能力がないと考えられた場合には、この事業の対象にならないことから、要介護3以降の場合には、当該事業の対象から除外される事例が少なくないものと考えられた。

表 III-2-6 事例対象者の要介護度の分布

要介護度	人数	%
①要支援	23	14.1
②要介護1	53	32.5
③要介護2	27	16.6
④要介護3	14	8.6
⑤要介護4	10	6.1
⑥要介護5	4	2.5
⑦その他	32	19.6
合計	163	100.0

(6) 初回相談経路機関の特徴

基幹的社会福祉協議会に最初に相談をした関係機関、人について、対象者の基本属性等別に分析を行なった。

1) 性別の初回相談経路機関等

初回相談は、男女ともに「他の行政担当窓口(健康福祉課、福祉事務所、建設課、警察等)に行なわれた場合が多かった。

介護保険担当課に最初に相談されることも多く、男性は、15.3%、女性は、18.4%と示された。この他に、男女ともに居宅介護支援事業者への相談も多いことがわかった。

初回において当該市町村の社会福祉協議会へ相談された例は、男8.5%、女4.6%と低かった。また、公的機関への相談と民生委員などへの相談を比較した場合、男性では81.4%が、女性も77.0%が公的機関等へ相談がされていた。

なお、今回の初回相談経路の居宅介護支援事業所の分類には、保健師や介護福祉士の資格をもった介護支援専門員も含まれていた。

表 III-2-7 性別の初回相談経路機関等

連携機関の種類		男 性		女 性		不 明		合 計	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
公的関係機関等	①介護保険担当課等	9	15.3	16	18.4	3	50.0	28	18.4
	②他の行政担当窓口等	10	16.9	22	25.3	1	16.7	33	21.7
	③居宅介護支援事業所	10	16.9	11	12.6	0	0.0	21	13.8
	④在宅介護支援センター	5	8.5	7	8.0	0	0.0	12	7.9
	⑤市町村社会福祉協議会	5	8.5	4	4.6	0	0.0	9	5.9
	⑥介護保険事業所等	6	10.2	5	5.7	0	0.0	11	7.2
	⑦地域ケア会議	3	5.1	2	2.3	0	0.0	5	3.3
	(小計)	48	81.4	67	77.0	4	66.7	119	78.3
住民等	⑧民生委員	6	10.2	7	8.0	1	16.7	14	9.2
	⑨家族・本人	3	5.1	9	10.3	0	0.0	12	7.9
	⑩友人・隣人・住民等	1	1.7	3	3.4	0	0.0	4	2.6
	⑪その他	1	1.7	1	1.1	1	16.7	3	2.0
	(小計)	11	18.6	20	23.0	2	33.3	33	21.7
合 計		59	100.0	87	100.0	6	100.0	152	100.0

※最初に基幹的社会福祉協議会に相談をした機関が特定できた「152事例」を対象に集計。

2) 年齢階層別の初回相談経路機関等

年齢階層別に初回相談時の連携機関の種類をみると、40-64歳までは、居宅介護支援事業所が最も多く、27.3%、65-74歳までの年齢層と85歳以上では、介護保険担当課への相談が多く、75-84歳まででは、他の行政窓口への相談が多かった。全年齢層を通じて、公的関係機関への相談が70%を超えていた。

表 III-2-8 年齢階層別の初回相談経路機関等

連携機関の種類		40歳～64歳		65歳～74歳		75歳～84歳		85歳以上		不 明		合 計	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
公的関係機関等	①介護保険担当課等	2	18.2	10	27.0	6	9.7	9	23.7	1	25.0	28	18.4
	②他の行政担当窓口等	2	18.2	7	18.9	16	25.8	7	18.4	1	25.0	33	21.7
	③居宅介護支援事業所	3	27.3	3	8.1	9	14.5	5	13.2	1	25.0	21	13.8
	④在宅介護支援センター	0	0.0	3	8.1	6	9.7	3	7.9	0	0.0	12	7.9
	⑤市町村社会福祉協議会	1	9.1	4	10.8	3	4.8	1	2.6	0	0.0	9	5.9
	⑥介護保険事業所等	2	18.2	0	0.0	7	11.3	2	5.3	0	0.0	11	7.2
	⑦地域ケア会議	1	9.1	1	2.7	3	4.8	0	0.0	0	0.0	5	3.3
	(小計)	11	100.0	28	75.7	50	80.6	27	71.1	3	75.0	119	78.3
住民等	⑧民生委員	0	0.0	5	13.5	6	9.7	3	7.9	0	0.0	14	9.2
	⑨家族・本人	0	0.0	3	8.1	3	4.8	6	15.8	0	0.0	12	7.9
	⑩友人・隣人・住民等	0	0.0	1	2.7	2	3.2	1	2.6	0	0.0	4	2.6
	⑪その他	0	0.0	0	0.0	1	1.6	1	2.6	1	25.0	3	2.0
	(小計)	0	0.0	9	24.3	12	19.4	11	28.9	1	25.0	33	21.7
合 計		11	100.0	37	100.0	62	100.0	38	100.0	4	100.0	152	100.0

※最初に基幹的社会福祉協議会に相談をした機関が特定できた「152事例」を対象に集計。

3) 要介護度別の初回相談経路機関等

要介護度別には、要支援、要介護1、要介護4は、介護保険担当課が31.8%、24.0%、33.3%で高い割合を示していた。要介護2や要介護3、要介護5は、他の行政窓口が27.6%、27.3%、50.0%と多かった。要介護4、5の場合は、居宅介護支援事業所の割合も高くなっていた。

表 III-2-9 要介護度別の初回相談経路機関等

連携機関の種類		要支援		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		その他		合計	
		件数	%														
公的 関係 機関 等	①介護保険担当課等	7	31.8	12	24.0	2	6.9	1	9.1	3	33.3	0	0.0	3	11.1	28	18.4
	②他の行政担当窓口等	4	18.2	6	12.0	8	27.6	3	27.3	1	11.1	2	50.0	9	33.3	33	21.7
	③居宅介護支援事業所	1	4.5	7	14.0	6	20.7	3	27.3	2	22.2	2	50.0	0	0.0	21	13.8
	④在宅介護支援センター	2	9.1	6	12.0	3	10.3	0	0.0	1	11.1	0	0.0	0	0.0	12	7.9
	⑤市町村社会福祉協議会	2	9.1	3	6.0	2	6.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	7.4	9	5.9
	⑥介護保険事業所等	2	9.1	3	6.0	3	10.3	1	9.1	1	11.1	0	0.0	1	3.7	11	7.2
	⑦地域ケア会議	0	0.0	3	6.0	1	3.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.7	5	3.3
(小計)	18	81.8	40	80.0	25	86.2	8	72.7	8	88.9	4	100.0	16	59.3	119	78.3	
住民 等	⑧民生委員	2	9.1	5	10.0	2	6.9	1	9.1	0	0.0	0	0.0	4	14.8	14	9.2
	⑨家族・本人	1	4.5	4	8.0	1	3.4	0	0.0	1	11.1	0	0.0	5	18.5	12	7.9
	⑩友人・隣人・住民等	1	4.5	0	0.0	1	3.4	1	9.1	0	0.0	0	0.0	1	3.7	4	2.6
	⑪その他	0	0.0	1	2.0	0	0.0	1	9.1	0	0.0	0	0.0	1	3.7	3	2.0
	(小計)	4	18.2	10	20.0	4	13.8	3	27.3	1	11.1	0	0.0	11	40.7	33	21.7
合計	22	100.0	50	100.0	29	100.0	11	100.0	9	100.0	4	100.0	27	100.0	152	100.0	

※最初に基幹的社会福祉協議会に相談をした機関が特定できた「152事例」を対象に集計。

3. 市町村介護保険担当課と基幹的社会福祉協議会との連携機関およびその数に関する特徴

(1) 連携する機関の内容について

事例から基幹的社協に相談を行なった関係機関について対象者の基本属性別に分析を行なった。

1) 連携機関内容（事例対象者の性別による分析）

基幹的社協と連携した機関については、相談をした対象者の性別により分類を行ったところ、男女ともに、介護保険担当課から基幹的社協に相談をした事例が多かった。この他には、他の行政担当窓口に相談をしており、公的関係機関への相談が、ほぼ8割を占めていた。

表 III-3-1 性別の連携機関

連携機関の種類		男性		女性		不明		合計	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
公的 関係 機関 等	①介護保険担当課等	62	37.3	95	37.3	6	54.5	163	37.7
	②他の行政担当窓口等	23	13.9	39	15.3	1	9.1	63	14.6
	③居宅介護支援事業所	14	8.4	26	10.2	0	0.0	40	9.3
	④在宅介護支援センター	7	4.2	11	4.3	0	0.0	18	4.2
	⑤市町村社会福祉協議会	5	3.0	6	2.4	0	0.0	11	2.5
	⑥介護保険事業所等	13	7.8	18	7.1	0	0.0	31	7.2
	⑦地域ケア会議	8	4.8	6	2.4	0	0.0	14	3.2
(小計)	132	79.5	201	78.8	7	63.6	340	78.7	
住民 等	⑧民生委員	9	5.4	19	7.5	1	9.1	29	6.7
	⑨家族・本人	14	8.4	20	7.8	2	18.2	36	8.3
	⑩友人・隣人・住民等	2	1.2	9	3.5	0	0.0	11	2.5
	⑪その他	9	5.4	6	2.4	1	9.1	16	3.7
	(小計)	34	20.5	54	21.2	4	36.4	92	21.3
合計	166	100.0	255	100.0	11	100.0	432	100.0	

※連携された全ての関係機関の延べ機関数「432件」を対象に集計。

2) 年齢階層別連携機関の内容

基幹的社協と連携を行った機関について、その相談をした対象者の年齢層別に分類を行ったところ、すべての年齢層で介護保険担当課が基幹的社協に相談をした事例が多かった。

表 III-3-2 年齢階層別の連携機関

連携機関の種類		40歳～64歳		65歳～74歳		75歳～84歳		85歳以上		不明		合計	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
公的 関係 機関 等	①介護保険担当課等	13	50.0	42	37.2	65	36.5	39	36.4	4	50.0	163	37.7
	②他の行政担当窓口等	4	15.4	20	17.7	25	14.0	13	12.1	1	12.5	63	14.6
	③居宅介護支援事業所	3	11.5	7	6.2	21	11.8	8	7.5	1	12.5	40	9.3
	④在宅介護支援センター	0	0.0	5	4.4	9	5.1	4	3.7	0	0.0	18	4.2
	⑤市町村社会福祉協議会	1	3.8	4	3.5	4	2.2	2	1.9	0	0.0	11	2.5
	⑥介護保険事業所等	2	7.7	5	4.4	13	7.3	11	10.3	0	0.0	31	7.2
	⑦地域ケア会議	1	3.8	4	3.5	8	4.5	1	0.9	0	0.0	14	3.2
(小計)	24	92.3	87	77.0	145	81.5	78	72.9	6	75.0	340	78.7	
住民 等	⑧民生委員	0	0.0	7	6.2	13	7.3	9	8.4	0	0.0	29	6.7
	⑨家族・本人	1	3.8	13	11.5	11	6.2	10	9.3	1	12.5	36	8.3
	⑩友人・隣人・住民等	0	0.0	2	1.8	4	2.2	5	4.7	0	0.0	11	2.5
	⑪その他	1	3.8	4	3.5	5	2.8	5	4.7	1	12.5	16	3.7
	(小計)	2	7.7	26	23.0	33	18.5	29	27.1	2	25.0	92	21.3
合計	26	100.0	113	100.0	178	100.0	107	100.0	8	100.0	432	100.0	

※連携された全ての関係機関の延べ機関数「432件」を対象に集計。

3) 要介護度別連携機関の内容

基幹的社協と連携を行った機関について、その相談をした対象者の要介護度別に分類を行った。すべての要介護度において、介護保険担当課から基幹的社協に相談をした事例が多いことがわかった。

表 III-3-3 要介護度別の連携機関

連携機関の種類	要支援		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		その他		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
①介護保険担当課等	23	39.0	53	34.4	27	37.0	14	40.0	10	35.7	4	40.0	32	43.8	163	37.7
②他の行政担当窓口等	7	11.9	18	11.7	11	15.1	5	14.3	3	10.7	3	30.0	16	21.9	63	14.6
③居宅介護支援事業所	5	8.5	18	11.7	7	9.6	6	17.1	2	7.1	2	20.0	0	0.0	40	9.3
④在宅介護支援センター	3	5.1	10	6.5	3	4.1	0	0.0	1	3.6	0	0.0	1	1.4	18	4.2
⑤市町村社会福祉協議会	2	3.4	4	2.6	3	4.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	2.7	11	2.5
⑥介護保険事業所等	3	5.1	13	8.4	7	9.6	3	8.6	2	7.1	0	0.0	3	4.1	31	7.2
⑦地域ケア会議	1	1.7	7	4.5	1	1.4	0	0.0	1	3.6	0	0.0	4	5.5	14	3.2
(小計)	44	74.6	123	79.9	59	80.8	28	80.0	19	67.9	9	90.0	58	79.5	340	78.7
⑧民生委員	4	6.8	10	6.5	3	4.1	3	8.6	4	14.3	0	0.0	5	6.8	29	6.7
⑨家族・本人	4	6.8	15	9.7	4	5.5	1	2.9	4	14.3	0	0.0	8	11.0	36	8.3
⑩友人・隣人・住民等	4	6.8	2	1.3	2	2.7	1	2.9	1	3.6	0	0.0	1	1.4	11	2.5
⑪その他	3	5.1	4	2.6	5	6.8	2	5.7	0	0.0	1	10.0	1	1.4	16	3.7
(小計)	15	25.4	31	20.1	14	19.2	7	20.0	9	32.1	1	10.0	15	20.5	92	21.3
合計	59	100.0	154	100.0	73	100.0	35	100.0	28	100.0	10	100.0	73	100.0	432	100.0

※連携された全ての関係機関の延べ機関数「432件」を対象に集計。

(2) 連携区分別連携機関の内容

連携機関を公的関係機関と住民等に分け、対象者の基本属性等別に分析を行なった。

1) 性別の公的関係機関等と住民等との連携区分

男女ともに、4割以上が介護保険課と他の公的機関等と連携をとっており、次いで、介護保険課と他の公的機関等、さらに住民等という事例と続き、介護保険課のみと連携する場合は1割程度で少なかった。

表 III-3-4 性別の公的関係機関等と住民等との連携区分

連携機関の区分	男性		女性		不明		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
①介護保険課のみ	6	9.7	10	10.5	2	33.3	18	11.0
②介護保険課と住民等	9	14.5	15	15.8	3	50.0	27	16.6
③介護保険課と他の公的機関等	28	45.2	42	44.2	1	16.7	71	43.6
④介護保険課と公的機関等及び住民等	19	30.6	28	29.5	0	0.0	47	28.8
(合計)	62	100.0	95	100.0	6	100.0	163	100.0

※事例の実人数「163人」を対象に集計。

2) 年齢階層別の公的関係機関等と住民等との連携区分

年齢階層別にみると、40-64歳までは、介護保険担当課と他の公的機関等との連携が61.5%と高く、次いで介護保険担当課のみが30.8%を示していた。65-74歳では、介護保険担当課と他の公的機関等との連携が38.1%と40-64歳代よりも低く、介護保険課と公的機関等及び住民等という多くの機関との連携が増加していた。75-84歳では、介護保険担当課と他の公的機関等との連携が53.8%とかなり高く、次いで、介護保険課と他の公的機関等及び住民等という多くの機関との連携が26.2%と高くなっていた。85歳以上では、介護保険課と他の公的機関等及び住民等という多くの機関との連携38.5%と高くなり、次いで介護保険担当課と他の公的機関が25.6%を示し、65歳以上になると介護保険担当課だけとの連携では、問題の解決が困難になってくることが推察された。

表 III-3-5 年齢階層別の公的関係機関等と住民等との連携区分

連携機関の区分	40歳～64歳		65歳～74歳		75歳～84歳		85歳以上		不明		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
①介護保険課のみ	4	30.8	4	9.5	3	4.6	7	17.9	0	0.0	18	11.0
②介護保険課と住民等	0	0.0	8	19.0	10	15.4	7	17.9	2	50.0	27	16.6
③介護保険課と他の公的機関等	8	61.5	16	38.1	35	53.8	10	25.6	2	50.0	71	43.6
④介護保険課と公的機関等及び住民等	1	7.7	14	33.3	17	26.2	15	38.5	0	0.0	47	28.8
(合計)	13	100.0	42	100.0	65	100.0	39	100.0	4	101.0	163	100.0

※事例の実人数「163人」を対象に集計。

3) 要介護度別の公的関係機関等と住民等との連携区分

要介護度別には、差異はほとんどなく、どの要介護度においても介護保険課と他の公的機関等とが連携した割合が多かった。

表 III-3-6 要介護度別の公的関係機関等と住民等との連携区分

連携機関の区分	要支援		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		その他		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
①介護保険課のみ	2	8.7	6	11.3	2	7.4	3	21.4	0	0.0	0	0.0	5	15.6	18	11.0
②介護保険課と住民等	5	21.7	8	15.1	1	3.7	2	14.3	3	30.0	0	0.0	8	25.0	27	16.6
③介護保険課と他の公的機関等	9	39.1	22	41.5	14	51.9	5	35.7	4	40.0	3	75.0	14	43.8	71	43.6
④介護保険課と公的機関等及び住民等	7	30.4	17	32.1	10	37.0	4	28.6	3	30.0	1	25.0	5	15.6	47	28.8
(合計)	23	100.0	53	100.0	27	100.0	14	100.0	10	101.0	4	102.0	32	103.0	163	100.0

※事例の実人数「163人」を対象に集計。

(3) 基幹的社協と連携する機関数について

1) 連携する機関数について

事例の内容から基幹的社協との連携した機関数が2機関の場合は、介護保険担当課と他の行政窓口という組み合わせが多かった。3機関の連携の場合は、これに、居宅介護支援事業所や介護支援事業所が連携する例が増えていた。さらに、4機関の連携の場合は、介護保険担当課と他の行政窓口、さらに居宅介護支援事業所や介護支援事業所が加わっていた。最も多かったのが5機関の連携で、4機関の組み合わせに、民生委員等が加わった例が示された。

地域福祉権利擁護事業において、介護保険担当課と連携をとった事例においては、連携機関は、2機関の130事例が最も多く、次いで3機関の129例、4機関の120例と続いていた。連携する機関は、2機関から3機関という例が多かった。いずれも連携機関は、いずれも公的關係機関等内で多く、民生委員や地域住民との連携は、比較すると少なかった。

表 III-3-7 連携機関の種類とその数

連携機関の種類		1機関		2機関		3機関		4機関		5機関		合計	
		件数	%										
公的 関係 機関 等	①介護保険担当課等	18	100.0	65	50.0	43	33.3	30	25.0	7	20.0	163	37.7
	②他の行政担当窓口等	0	0.0	18	13.8	21	16.3	19	15.8	5	14.3	63	14.6
	③居宅介護支援事業所	0	0.0	9	6.9	14	10.9	12	10.0	5	14.3	40	9.3
	④在宅介護支援センター	0	0.0	5	3.8	4	3.1	7	5.8	2	5.7	18	4.2
	⑤市町村社会福祉協議会	0	0.0	2	1.5	5	3.9	2	1.7	2	5.7	11	2.5
	⑥介護保険事業所等	0	0.0	8	6.2	6	4.7	13	10.8	4	11.4	31	7.2
	⑦地域ケア会議	0	0.0	2	1.5	6	4.7	4	3.3	2	5.7	14	3.2
	(小計)	18	100.0	109	83.8	99	76.7	87	72.5	27	77.1	340	78.7
住 民 等	⑧民生委員	0	0.0	5	3.8	9	7.0	12	10.0	3	8.6	29	6.7
	⑨家族・本人	0	0.0	11	8.5	9	7.0	13	10.8	3	8.6	36	8.3
	⑩友人・隣人・住民等	0	0.0	3	2.3	4	3.1	2	1.7	2	5.7	11	2.5
	⑪その他	0	0.0	2	1.5	8	6.2	6	5.0	0	0.0	16	3.7
	(小計)	0	0.0	21	16.2	30	23.3	33	27.5	8	22.9	92	21.3
合計		18	100.0	130	100.0	129	100.0	120	100.0	35	100.0	432	100.0

※連携された全ての関係機関の延べ機関数「432件」を対象に集計。

2) 対象者の属性別の連携機関数

性別に、連携機関数をみると男性では、2機関の連携が23件(37.1%)、3機関が20件(32.3%)と多く、女性も同様に、2機関の連携が39件(41.0%)、3機関が22件(33.8%)と示され、2～3機関で連携して、地域福祉権利擁護事業が適用されていることがわかった。

年齢階層別の連携機関数をみると40-64歳までは、2機関が6事例、65-74歳まででは、16事例が3機関、15事例が2機関だった。75-84歳では、29事例が2機関、19事例が3機関だった。85歳以上では、4機関が15事例、2機関が11事例だった。比較的若い年齢階層においては、連携機関が少ない傾向があった。

要介護度別にみると、要介護認定を受けていない場合(その他)は、2機関が18事例と多く、要支援の事例の場合は、3機関が10事例、要介護1の場合は、2機関が16事例で多く、次いで3、4機関が13事例ずつと並んだ。要介護2では、2機関の連携が11事例と多かった。要介護3も要介護4も、それぞれ2機関の連携が4事例、3機関の連携が4事例と同じだった。要介護5の場合は、2機関の事例が3例であった。

以上の結果から、連携する機関数は、要介護度別に大きな差はなかったよえよう。

表 III-3-8 性別の連携機関数

性別	1機関		2機関		3機関		4機関		5機関		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
①男性	6	9.7	23	37.1	20	32.3	11	17.7	2	3.2	62	100
②女性	10	10.5	39	41.1	22	23.2	19	20.0	5	5.3	95	100
③不明	2	33.3	3	50.0	1	16.7	0	0.0	0	0.0	6	100
合計	18	11.0	65	39.9	43	26.4	30	18.4	7	4.3	163	100

※事例の実人数「163人」を対象に集計。

表 III-3-9 年齢階層別の連携機関数

年齢階層	1機関		2機関		3機関		4機関		5機関		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
①40歳～64歳	4	30.8	6	46.2	2	15.4	1	7.7	0	0	13	100
②65歳～74歳	4	9.5	15	35.7	16	38.1	4	9.5	3	7.1	42	100
③75歳～84歳	3	4.6	29	44.6	19	29.2	10	15.4	4	6.2	65	100
④85歳以上	7	17.9	11	28.2	6	15.4	15	38.5	0	0	39	100
⑤不明	0	0.0	4	100	0	0	0	0	0	0	4	100
合計	18	11.0	65	39.9	43	26.4	30	18.4	7	4.3	163	100

※事例の実人数「163人」を対象に集計。

表 III-3-10 要介護度別の連携機関数

要介護度	1機関		2機関		3機関		4機関		5機関		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
①要支援	2	8.7	9	39.1	10	43.5	1	4.3	1	4.3	23	100
②要介護1	6	11.3	16	30.2	13	24.5	13	24.5	5	9.4	53	100
③要介護2	2	7.4	11	40.7	7	25.9	7	25.9	0	0.0	27	100
④要介護3	3	21.4	4	28.6	4	28.6	3	21.4	0	0	14	100
⑤要介護4	0	0.0	4	40	4	40	2	20	0	0	10	100
⑥要介護5	0	0.0	3	75.0	0	0	1	25.0	0	0	4	100
⑦その他	5	15.6	18	56.3	5	15.6	3	9.4	1	3.1	32	100
合計	18	11.0	65	39.9	43	26.4	30	18.4	7	4.3	163	100

※事例の実人数「163人」を対象に集計。

3) 連携区分別連携機関数

連携した機関の区分別にその連携機関の数をみると、連携機関の数が少ない事例のほとんどが公的関連機関と基幹社会福祉協議会との連携でその問題を取扱い、全体としても約3割(28.8%)しか、住民等の連携を必要としなかったことがわかる。

表 III-3-11 連携区分別連携機関数

連携機関の区分	1機関		2機関		3機関		4機関		5機関		合計	
	件数	%										
①介護保険課のみ	18	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	18	11.0
②介護保険課と住民等	0	0.0	21	100.0	6	12.2	0	0.0	0	0.0	27	16.6
③介護保険課と他の公的機関等	0	0.0	0	0.0	43	87.8	1	5.3	27	48.2	71	43.6
④介護保険課と公的機関等及び住民等	0	0.0	0	0.0	0	0.0	18	94.7	29	51.8	47	28.8
(合計)	18	100.0	21	100.0	49	100.0	19	100.0	56	101.0	163	100.0

※事例の実人数「163人」を対象に集計。

(3) 事例 (要介護度別関係機関数別)